

# 情報管理規程

平成 23 年 4 月 27 日 制定

一般社団法人 エネルギー・資源学  
会

## 情報管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人エネルギー・資源学会（以下「本学会」という）が円滑に事業を行ううえで必要な情報管理に関する事項を定め、情報資産の的確な保全と有効な活用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「情報」とは、業務上取扱うすべての情報（外部から入手する情報も含む。）をいい、その形態は問わない。
- (2) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいい、その形態を問わない。
- (3) 「秘密情報」とは、情報のうち、漏洩することにより、本学会業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれのあるため、特に保全を要するものをいう。
- (4) 「情報セキュリティ」とは、情報に関して次の機密性、完全性および可用性を備えていることをいう。
  - a. 機密性  
情報が関係者以外に漏洩することを防ぐための措置が講じられていること。
  - b. 完全性  
情報および処理方法が正確な状態で、改ざんや破壊から守られていること。
  - c. 可用性  
情報が業務に必要な範囲で常に利用できる状態にあること。
- (5) 「情報システム」とは、情報処理設備（コンピュータおよびそれを利用するために必要なデータ通信装置、記憶媒体を含む。）を使用して業務を処理するしくみ全体を言う。
- (6) 「情報資産」とは、情報および情報システムをいう。
- (7) 「情報セキュリティ対策」とは、情報セキュリティに関連する事故に対する予防、発見、回復のための必要な措置を講じることをいう。

### (適用範囲)

第3条 本規程は、本学会において情報を取り扱うすべての業務に適用する。但し、個人情報の保護に係る取扱いのうち、法令等に定める義務への対応については、個人情報保護規程の定めるところによる。

### (役割と責任)

第4条 情報セキュリティ対策について、本学会の役員、事務局職員は自ら点検を行い、情報資産が適切に管理されていることを継続的に監視する。

(情報管理の原則)

第5条 情報の収集、利用、提供および開示に当たっては、法令や本学会の規定等を遵守しなければならない。

2 情報を所持する者は、当該情報を適正に管理し、業務に必要な範囲で本学会内の関係者に情報を提供するなどにより情報の有効活用を図るとともに、漏洩の防止等の確な保全に努めなければならない。

3 個人情報および秘密情報については、特に厳正に管理しなければならない。

4 情報を本学会事務局からむやみに外へ持ち出してはならない。

(情報の公開)

第6条 本学会は、本学会の定款第67条にもとづき、公正かつ開かれた活動を推進するために必要とされる情報の開示に努めるものとする。

2 情報開示においては、当該情報が秘密情報に当たらないことを十分に確認する。

(秘密情報の管理)

第7条 秘密情報は、秘密保全の必要度に応じた秘密区分を「秘」スタンプ捺印などで明らかにし、厳正に管理しなければならない。

(情報システムの管理)

第8条 情報システムは、その重要性に応じて適切に管理しなければならない。

2 情報システムの構築、利用に当たっては、情報セキュリティの確保を図らなければならない。

(情報セキュリティ事項)

第9条 情報セキュリティに関連する事故が発生した場合は、発見者は直ちに庶務担当理事に報告し、判断を仰がなければならない。

(守秘義務契約)

第10条 取引先と契約を締結する場合は、この規程の趣旨にもとづき、取引先が契約上知り得る情報の保全に関し、適切な取り決めを行うものとする。

2 取引先等との契約に関する情報は、原則として、秘密文書として取り扱い、厳正に管理しなければならない。

[附則]

1. この規程は、平成23年4月27日から施行する。